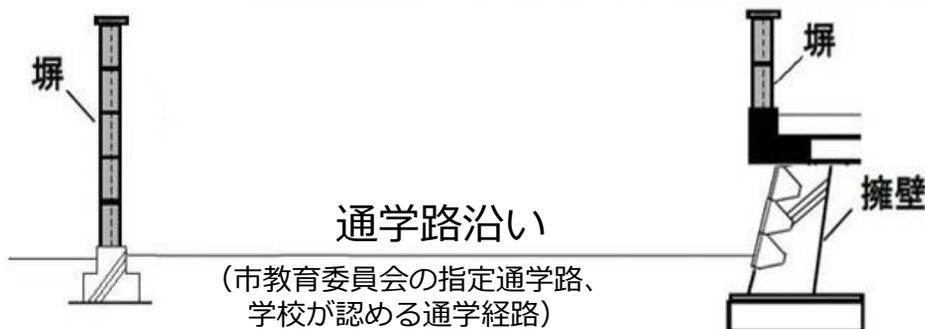
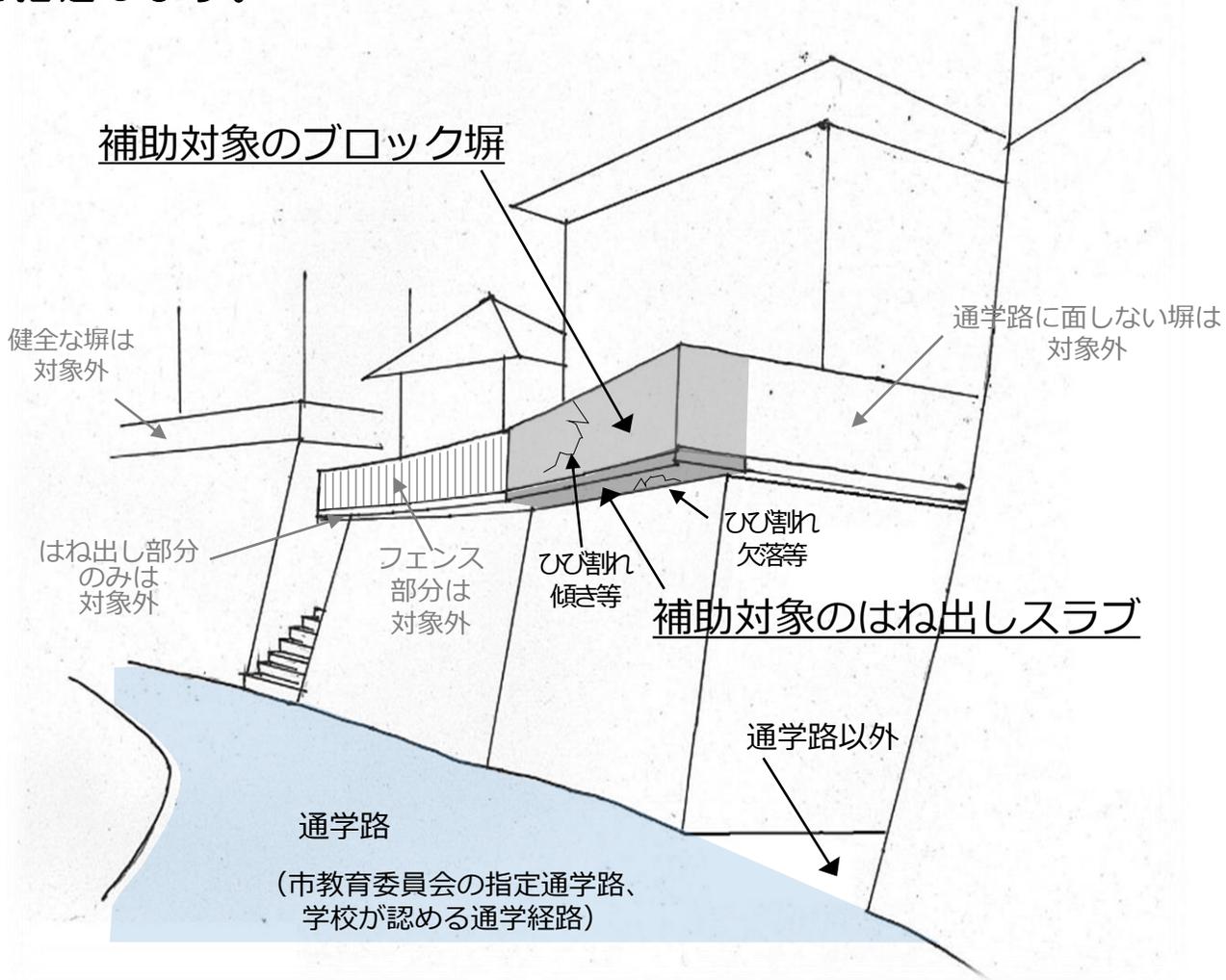


通学路に面する **ブロック塀等の撤去** を補助します

地震発生時のブロック塀・はね出しスラブの倒壊による人的被害を未然に防止するため、小中学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀・はね出しスラブの除却工事に要する費用の一部を助成し、安全・安心な住環境づくりを推進します。



<相談窓口・お問合せ先>

長崎市役所 建築指導課 建築安全係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 (18階)

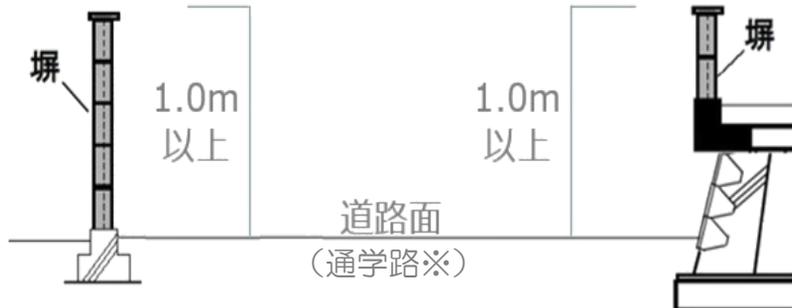
TEL 095-829-1174

ブロック塀の除却工事費に係る助成

対象

以下に該当するブロック塀、組積造（レンガ造等）塀の除却工事

- ・市内の小中学校の通学路※に面するもの
- ・道路面からの高さが1.0m以上もの
- ・ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、倒壊の危険性があるもの



※ 通学路は、市教育委員会の指定通学路、小中学校が認める通学経路をいう。

助成額

- ・除却工事費※の1/2 ※ 消費税を除く
 - ・上限12万円(敷地1面あたり) 2面以上は24万円
- ただし、申請者が市民税の非課税者世帯に属する場合
- ・除却工事費(廃棄物の運搬処分費を除く)の10/10
 - ・上限20万円(敷地1件あたり)

対象者

- ・所有者
- ・相続人
- ・所有者や相続人から同意を受けた者

施工者

- ・市内に本店、支店、営業所等を有する事業所
- ・市内に住所を有する個人

はね出しスラブの除却工事費も上乗せして助成

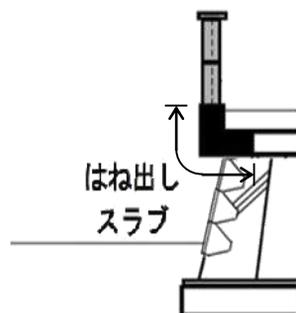
対象

以下に該当するはね出しスラブの除却工事

- ・上記のブロック塀の除却に併せて行うもの
- ・ひび割れ、欠落等が認められ、落下等の危険性があるもの

助成額

- ・除却工事費※の1/2 ※ 消費税を除く
- ・上限8万円(敷地1面あたり) 2面以上は16万円



ブロック塀がある場合に上乗せができます。

事前調査申請に必要な書類

- 事前調査申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 印鑑登録証明書
- 付近見取図、写真（現況の全景及び危険な状態が分かるもの）及び配置図
- （建物又は土地）の登記事項証明書
※未登記の場合は、固定資産課税台帳評価額証明書、固定資産課税台帳課税額証明書又は、固定資産税納税通知書の写し
- 権利相関図及び権利関係が確認できる戸籍謄本
- 市税の完納証明書
- その他 非課税者世帯申請の場合は、非課税証明書（世帯全員分）・住民票（世帯全員の証明）等市長が特に必要と認める書類

補助申請に必要な書類

- 補助金交付申請書及び工事計画書（第4号様式）
- 事前調査結果通知書の写し
- 平面図及び立面図（配置図で確認できれば省略可）
- 見積書（内訳明細の記載があるもの）
- その他（補助要件の確認事項等市長が特に必要と認める書類）

完了報告に必要な書類

- 工事完了報告書（第12号様式）
 - 工事完了証明書（第13号様式）
 - 除却後の写真（敷地全景、除却したことが分かるもの）
 - 領収書の写し又は請求書の写し
 - その他（収支計算書等市長が特に必要と認める書類）
- ※ 申請書等の様式は建築指導課の窓口や市のホームページで入手できます。

【重要な注意事項】

- 補助金交付決定前に除却工事に着手した場合は、対象となりません
- ブロック塀等を撤去した敷地に、新たに塀やフェンスを築造する場合、建築基準法に適合させる（確認申請等が必要な場合があります。）とともに適切に維持管理を行ってください。
- 幅員が4m未満の道路に面する場合は、中心から2mセットバックした位置での設置が必要となる場合があります。
- 通学経路に該当するかは、市立の小中学校に確認する必要があるため、事前協議で時間がかかる場合があります。

